

# 医療安全管理指針

鶴ヶ島在宅医療診療所



医療法人社団 満寿会

## 1 基本理念

鶴ヶ島在宅医療診療所は、患者、利用者が安心して安全な医療、介護、福祉を受けられる環境を整え、良質なサービスを提供することを通じて、地域社会に貢献することを目的としている。この目的を達成するため、院長のリーダーシップのもとに、全職員が一丸となって、医療安全にする意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、本診療所における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここに鶴ヶ島在宅医療診療所医療安全管理指針を定める。

## 2 医療安全管理委員会

### 1) 医療安全管理委員会の設置

診療所内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために、医療安全管理委員会を設置する。なお、身体拘束・虐待防止に関する内容を含む。

### 2) 医療安全管理委員会の構成は、以下の通りとする。

- ◆ 院長(委員会の委員長を務めるものとする)
- ◆ 診療所統括部長
- ◆ 看護課の代表
- ◆ 医療事務課の代表
- ◆ 在宅医療課の代表
- ◆ リハビリテーション課の代表
- ◆ その他

### 3) 医療安全管理委員会の主な任務は、下記のとおりとする。

- ◆ 医療安全管理委員会の開催(月に1回程度)
- ◆ 医療に係る安全管理のための報告等で得られた事例の検討、再発防止策の策定およびその職員への周知
- ◆ 身体拘束、虐待防止に関する報告等で得られた事例の検討、再発防止策の策定およびその職員への周知
- ◆ 院内の医療事故防止活動および医療安全管理研修の企画立案
- ◆ 個人情報保護に関する検討
- ◆ その他、安全管理のために必要な事項

### 4) 医療安全管理委員会の運営は、以下のとおりとする。

- ◆ 委員会は月に1回程度、および必要に応じて開催する。
- ◆ 本委員会は、定例とする他の委員会等とあわせて開催することができる。
- ◆ 委員会開催後、速やかに議事の概要を作成し、2年間これを保管する。

### 3 報告等にもとづく医療介護福祉に係る安全確保を目的とした改善方策

報告にもとづく情報収集： 医療事故および事故になりかけた事例を検討し、本診療所の医療介護福祉の質の改善と、事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するのに必要な情報を収集するために、すべての職員は以下の要領にしたがい、医療事故等の報告をおこなうものとする。

#### 1) 職員からの報告等

職員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式に定める書面により、速やかに報告するものとする。報告は、診療録、その他記録等に基づき作成する。

#### 2) 医療事故

医療側の過失の有無を問わず、患者、利用者に望ましくない事象が発生した場合は、発生後直ちに、医療安全管理委員会の委員長(院長)へ報告する。

#### 3) 報告内容に基づく改善策の検討

医療安全管理委員会は、前項にもとづいて収集された情報を、本診療所の医療介護福祉の質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

- ◆ すでに発生した医療事故あるいは事故になりかけた事例を検討し、その再発防止対策、あるいは事故予防対策を策定し、職員に周知すること
- ◆ 事故防止対策が、各部門で確実に実施され、事故防止、医療の質の改善に効果を上げているかを評価すること

### 4 安全管理のための指針・マニュアルの作成

院長は本指針の運用後、多くの職員の積極的な参加を得て、以下に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じ見直しを図るように努める。マニュアル等は、作成、改変のつど、医療安全管理委員会に報告し、全ての職員に周知する。

1) 院内感染対策指針およびマニュアル

2) 医薬品安全使用マニュアル

3) 輸血マニュアル

4) 褥瘡対策マニュアル

5) 身体拘束防止マニュアル

6) 虐待防止マニュアル

その他

### 5 医療安全管理のための研修

医療安全管理のための研修の実施： 院長は、1年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。研修を実施した際は、その概要(開催日時、出席者、研修項目)を記録し、2年間保管する。

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本診療所全体の医療安全を向上させることを目的とする。研修の方法は、院長等の講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、坂戸鶴ヶ島医師会の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献等の抄読などの方法によって行う。

## 6 事故発生時の対応

### 1) 救命措置の最優先

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、まず、院長に報告するとともに、可能な限り、本医院の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておく。

### 2) 鶴ヶ島在宅医療診療所としての対応方針の決定

報告を受けた院長は、対応方針の決定に際し、必要に応じて医療安全管理委員会を緊急招集し、関係者の意見を聴くことができる。

#### 《患者利用者・家族・遺族への説明》

院長は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。また、この説明の事実・内容等を診療記録等に記入する。

## 7 本指針の周知

本指針の内容については、院長、医療安全推進者、医療安全管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

## 8 本指針の見直し、改正

医療安全管理委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う。

作成日 : 2022年 4月1日

改定日 : 2023年 4月1日 (委員会参加者、身体拘束、虐待防止の項目を追加)

2024年 8月1日 (委員会参加者に診療所統括部長を追加)

2024年 11月1日 (医療安全管理の範囲に個人情報保護を追加)